

国立大学法人高知大学財産取扱規則

平成16年4月1日
規則第90号

最終改正 令和7年4月24日規則第12号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)の財産の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、国立大学法人高知大学財産管理規則(以下「規則」という。)及びこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「学部等」とは医学部(附属病院を含む。)、農林海洋科学部、総合研究センター、海洋コア国際研究所及び小津地区附属学校園をいう。

2 この規則において「学部長等」とは、前項の学部等の長をいう。

3 この規則において「課長」とは、総務部総務課長、総務部物部総務課長、財務部財務課長、研究国際部研究推進課長、研究国際部地域連携課長及び医学部・附属病院事務部会計課長をいう。

(財産の区分)

第3条 財産は、別表のとおり区分し整理する。

(管理の機関)

第4条 学長は、財産の管理に関する事務を掌る者として次表に掲げる区分により規則第7条に規定する財産管理役及び財産管理役代理を命ずるものとする。

区 分	財産管理役	財産管理役代理
医 学 部	医 学 部 長	医学部・ 病院事務部長
農林海洋科学部	農林海洋科学部長	財 務 部 長
総合研究センター海洋生物研究教育施設	総合研究センター長	〃
総合研究センター遺伝子実験施設	〃	〃
総合研究センター水産業・農業科学共創施設	〃	〃
海洋コア国際研究所	海洋コア国際研究所長	〃
小津地区附属学校園	教 育 学 部 長	〃

上記部局等以外	事務局長	〃
---------	------	---

2 この規則のうち財産管理役について規定した条項は、財産管理役代理について準用する。

(財産管理役の責務)

第5条 財産管理役は、所属の財産について、これを保全し、効率的に運用するため、次の各号に掲げる事務の処理に努めなければならない。

- (1) 教育及び研究に支障をきたすこととなる財産の用途及び目的の阻害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、これを是正するため、速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 財産の火災の防止に関すること。
- (3) 財産の盗難の防止に関すること。
- (4) 電気、ガス、給排水、避雷等の施設の維持に関すること。
- (5) 財産監守者、財産補助監守者及び火気使用責任者の指定に関すること。
- (6) 財産の監守計画の作成及び実施に関すること。
- (7) 財産の適正な使用の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるものを除くほか、財産の維持、保存及び運用に係る事務の補助について必要と認める事項に関すること。

(財産管理役、課長等の処理する事務の範囲)

第6条 財産管理役は、所属財産の管理に関する事務処理のための体制を整備し、所属職員を指揮監督して、常にその現況を把握し、良好な状態において維持保全し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 財産管理役は、前条第1号の事態が生じ、又は生ずる恐れがある場合には、これに対し必要な措置を講ずるとともに速やかに当該事態及び措置の状況について学長に報告しなければならない。

3 課長等は、財産の管理事務について直接財産管理役を補佐する。

(学長の指示)

第7条 学長は、財産管理役の報告に基づき、財産管理の遂行上特に必要があると認める場合には、財産管理役に対しとるべき措置を指示することができる。

(財産の監守)

第8条 財産管理役は、財産監守者、財産補助監守者及び火気使用責任者（以下「財産監守者等」という。）を定めた場合は、指定した財産監守者等に、監守内容、区域等を周

知するものとする。

(監守計画)

第9条 財産管理役は、所属する財産の監守について、財産の区分、種目、位置、面積、建物等の構造及び配置状況、監守事務に従事する職員の数、寄宿舍の位置等を勘案し、監守区域、火災防止の措置その他監守の方法等を明らかにした監守計画を定め、学長に報告しなければならない。

2 学長は、学部長等の作成する監守計画について必要な調整をするものとする。

(財産監守者等の責務)

第10条 財産監守者は、財産管理役の指揮監督を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 第6条第1項に関する状況の把握
- (2) 財産の利用状況の点検、使用状況適正の確認、盗難防止措置の徹底
- (3) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (4) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- (5) 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- (6) 消火器具の点検
- (7) 防火用水の点検
- (8) 避雷装置の点検
- (9) 屋根及びといのき損状況の点検
- (10) 排水施設の点検
- (11) 土地の境界標その他標識類の点検
- (12) その他監守上必要と認める事項

2 財産補助監守者は、財産監守者の事務を補助するものとする。

3 火気使用責任者及びその責務は、国立大学法人高知大学防災管理規則第8条の火元責任者についての定めによるものとする。

(財産監守者等の指定等の報告)

第11条 財産管理役は、財産監守者等を指定したときはその都度、指定年月日、監守区域、監守者等の氏名を学長に報告しなければならない。

2 財産管理役は、第8条により指定した財産監守者等に変更のあった場合又は第9条に定める内容等に変更があった場合は、その都度、変更年月日、変更した事由、変更内容を学長に報告しなければならない。

(監守状況の報告)

第12条 財産監守者は、監守区域内の財産について、破損その他の異状を認めるときは直ちに財産管理役に報告するとともに、軽易なものについては速やかに処置し、その他のものについては、財産管理役に処置を求めるものとする。

2 財産管理役は、前項の異状について処置できないものについては、速やかに学長に報告し、処置を求めるものとする。

(建物の居住禁止)

第13条 本学所属の建物には、法人宿舎及び寄宿舎を除くほか、何人も居住させることができない。ただし、財産の管理上必要がある場合は、この限りでない。

(居住の承認)

第14条 財産管理役は、前条ただし書により居住させようとするときは、建物居住申請書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請書を適当と認めるときは、財産管理役に居住承認の通知をするものとする。

(取得に伴う登記又は登録)

第15条 財産管理役は、登記又は登録を必要とする財産を取得した場合には、学長に報告しなければならない。

2 学長は、法令の定めるところにより登記又は登録を行うものとする。

(登記又は登録の抹消)

第16条 財産管理役は、登記又は登録している財産を売払い又は交換及び廃棄したときは、学長に報告しなければならない。

2 学長は、登記又は登録の抹消に必要な措置を行うものとする。

(移築及び改築等)

第17条 財産管理役は、建物の移築、改築等、財産に変更が生じる場合には、規則第8条の規定に準じ、学長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 模様替、改造等の現状変更を伴わない純然たる維持補修

(2) ガラス入替え、樹木手入れ及び構築物等の清掃手入れその他これに準ずるもの

(工事の実施)

第18条 契約担当役は、新築、増築、改築、移転及び修繕その他財産に関する工事を実施しようとするときは、財産管理役に工事概要を通知するものとする。

2 財産管理役は、前項の通知を受けたときは、工事現場付近の防災その他秩序を維持す

るため必要な処置をとるものとする。

(異動の報告)

第19条 契約担当役は、財産を取得し、又は異動に伴う工事等を施行したときは、直ちにしゅん工引渡書に標準図面を添え、学長に報告しなければならない。

2 契約担当役は、財産に異動を生じたときは、財産管理役に通知しなければならない。

(財務会計システムでの管理)

第20条 財産は、財務会計システム（本学が行う財務会計に関する事務を、電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）のデータファイルに記録して整理しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月10日規則第39号）

この規則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日規則第17号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日規則第34号）

この規則は、平成30年7月31日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第98号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月24日規則第12号）

この規則は、令和7年4月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

分 類	種 類	説 明
有形固定資産	土地	本学の有する一切の土地
	建物	本学の有する一切の建物（仮設物は除く。）
	構築物	土地に定着して建造された建物以外のもので耐用年数1年以上のもの
	建物附属設備	上記の建物の機能を果たす為に必要な設備で耐用年数1年以上のもの
	その他固定資産	上記以外の固定資産で耐用年数が1年以上のもの
無形固定資産	地上権等	地上権、地役権、水利権、鉱業権その他これらに準ずる権利
	特許権等	特許権、実用新案権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利